派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和２年４月１日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」
「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」
「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
三重労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。

お問い合わせ先

下記電話番号から、来局日時をご予約ください。

☎ 059-226-2165

(予約受付時間：平日８：３０～１７：１５)

※お電話にてご予約、裏面「事前質問票」を相談日までにＦＡＸにて当室までご提出ください。

無料相談窓口業務開始日：令和元年10月1日

＜アクセス＞

三重労働局
「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る
特別相談窓口」

〒514-8524
三重県津市島崎町327-2
津第二地方合同庁舎　2階

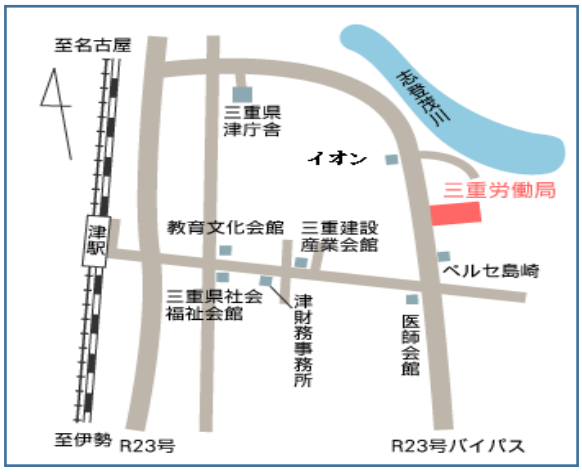

※　法律の施行日（令和２年４月１日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
※　雇用管理の改善に関する具体的な相談は、お近くの「働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
※　寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。

厚生労働省　三重労働局

LL010708需01